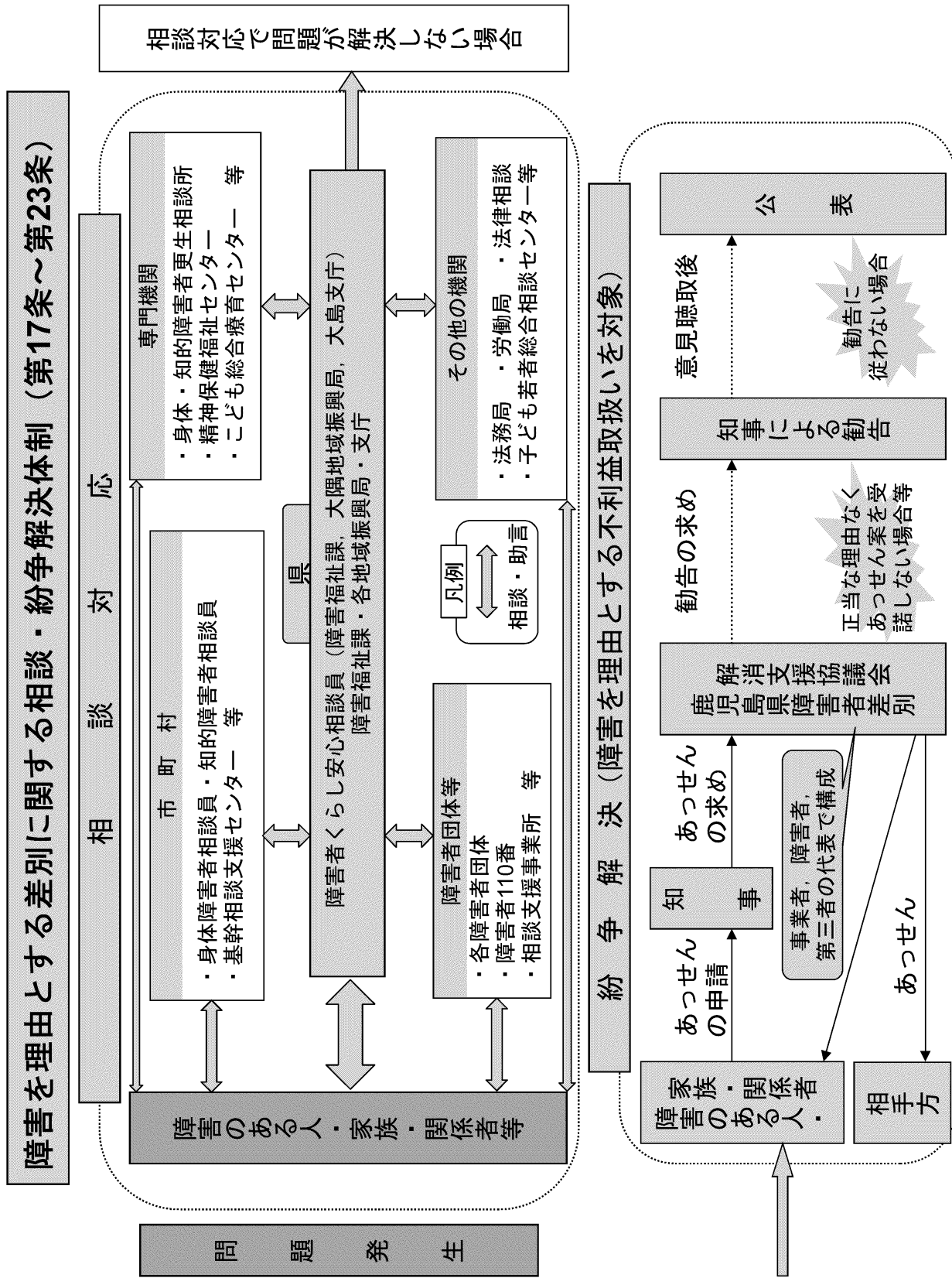


I 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総 則	第 1 条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑 則	第 26 条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附 則	施行日等	・ 平成26年10月 1 日施行 ・ 施行後 3 年を目処として検討



Ⅱ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

〔障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none">・ 委員は22人以内・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命<ol style="list-style-type: none">① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者② 関係行政機関の職員③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者④ 学識経験者
任 期	<ul style="list-style-type: none">・ 2年
会 長	<ul style="list-style-type: none">・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議は、委員の過半数の出席により開会・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none">・ あっせんを行うための部会を置く・ あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする・ 部会に属すべき委員は、会長が指名・ 部会長は、会長が指名

Ⅲ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

平成27年度

第1 普及啓発（平成27年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，福祉のまちづくり広報誌「ありば」，県ホームページ，街頭キャンペーン

平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会
障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム

2 事業所等の研修会等での説明 （平成28年3月31日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
22	10	7	39

3 事業所等への個別訪問 （平成28年3月31日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
226	259	55	540

第2 相談対応（平成27年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

（平成28年3月31日現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		58	22	23	103
	不利益取扱い	8	5	0	13
	合理的配慮	9	4	0	13
	その他	41	13	23	77
対応 回数		182	26	26	234
	不利益取扱い	14	5	0	19
	合理的配慮	94	6	0	100
	その他	74	15	26	115

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 労働及び雇用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	40代	性別	男	障害種別	内部障害
1	大隅地域振興局	年齢	40代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	求人募集に応募したところ、障害者には困難な業務内容であるとの連絡があり、面接もしてもらえなかった。求人票には、電話で説明があったような業務内容についての記載はなかった。事業者に啓発して欲しい。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	今後、募集に際して一定の能力を有することを条件とする場合は、求人票にその旨を記載することとなった。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
2	障害福祉課	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	ホームページ上の求人募集で、応募資格として「健康な人」との記載がある。これは障害者差別に当たる不適切な表現ではないか。ハローワークからも不適切な表現として指導されているのに、いまだに修正されていない。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	相談日の翌日にホームページの内容は修正されていた。事業者には、「健康な人」という応募資格で障害者を除外する意図はなかったが、ハローワークの助言等を受けて、「健康」という曖昧な表現ではなく、業務に求められる適性・能力が明確になるような表現に修正したとのこと。						

イ 公共的施設及び交通機関の利用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	女	障害種別	－（市議会議員）
3	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（市議会議員）
内容	車椅子ダンスのサークルに所属している知人（30代・男・肢体不自由）が、昨年度サークルで利用した施設から、本年度の利用を一方向的に断られた。						
対応	施設に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	利用申請のあった部屋は、本来は学習を目的とした部屋であり、机、備品等の移動が困難なため断ったとのこと。社交ダンス等が可能な他のスペースについても、土足厳禁であることから、車椅子ダンスでの利用は避けて欲しいとの意向であったが、車椅子のタイヤを拭いた上での利用について検討を求めたところ、施設側の了承を得た。						

No.	管 轄	相 談 者					
4	障害福祉課	年齢	52歳	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	脳梗塞の後遺症で車椅子を使用している。先日、障害者であることを告げずにタクシーの配車をお願いしたら、やって来た運転手から「障害者だということは聞いていない。」とひどい言い方をされた。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	障害者への配慮については常々研修を実施しているところであり、事業所内で調査の上、障害者への配慮について徹底を図ることとなった。						

ウ その他

No.	管 轄	相 談 者					
5	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	女	障害種別	－（市議会議員）
内容	知人の子供（10代・男・聴覚障害）が予備校の寮に入居を申し込んだところ、緊急時の避難誘導等に不安があるからと拒否された。「入寮案内」には障害者の入寮の可否について全く記載がなく、予備校への入校が決まっただけからの説明で本人も傷ついている。今回は下宿することとなったが、予備校に対して啓発してもらいたい。						
対応	予備校に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	校舎についてはバリアフリー化を行い、障害者を受け入れているが、寮については、火災発生等の場合の入寮者の安全確保の観点から、受入は困難とのこと。将来的な課題として検討を依頼し、相談者も了承した。						

(2) 合理的配慮の事例

ア ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管 轄	相 談 者					
6	障害福祉課	年齢	20代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	バスを利用して通勤しているが、車椅子を理由に乗車拒否されることが多い。						
対応	相談者が乗車拒否される状況について現地調査を行い、各バス事業者及びバス協会へ調査結果を報告し、啓発を行った。						
結果	バス協会が各バス事業者に対し、障害者への配慮についての指導文書を発出するとともに、各事業所において、乗務員に対する障害者への配慮についての指導等に取り組むこととなった。						

No.	管 轄	相 談 者					
7	大隅地域振興局	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子を利用しているが、タクシーに乗ったとき、運転手の態度が非常に悪かった。車椅子の扱いにも慣れておらず、めんどくさそうにされて不愉快な気分になった。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	車椅子利用者への配慮については、乗務員への指導を行っているところであり、事前に連絡があれば慣れた乗務員に対応させているとのこと。障害者への配慮について、乗務員に再度周知を図ることとなった。						

イ 意思疎通の配慮

No.	管 轄	相 談 者					
8	障害福祉課	年齢	40代	性別	女	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚障害者だが、福祉団体主催の研修会の受講に際し、主催者側に手話通訳者の手配を依頼したが断られた。						
対応	福祉団体に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	手話通訳者の手配を求められた前例がなく、予算措置もしていないことから本年度の対応は難しいが、来年度以降検討したいとのこと。今回の研修会は、相談者が手話通訳者を自身で手配し、福祉団体側が研修会会場において、手話通訳者の座席等に配慮することで双方が合意した（平成28年度は予算措置されたことを確認。）。						

ウ 物理的環境への配慮

No.	管 轄	相 談 者					
9	障害福祉課	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子を利用しているが、路面電車の停留場で、停留場の屋根の支柱が車椅子の通行の妨げとなっている。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	事業者によって、「車イス利用対応停留場」（有効幅員が90cm以上の停留場）が定められており（全37停留場のうち26停留場。各停留場やホームページに掲示中。）、相談のあった停留場は、非対応の停留場であった。幅員を広げるには道路改修も必要であり、早急な対応は困難だが、将来的な課題として認識しているとの回答があり、相談者も了承した。						

平成28年度

第1 普及啓発（平成28年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，福祉のまちづくり広報誌「ありば」，県ホームページ，街頭キャンペーン
市町村担当者意見交換会【7地域振興局・支庁】 平成28年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会

2 事業所等の研修会等での説明 （平成28年9月30日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
20	6	6	32

3 事業所等への個別訪問 （平成28年9月30日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
23	133	382	538

第2 相談対応（平成28年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

（平成28年9月30日現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		37	12	14	63
	不利益取扱い	2	2	0	4
	合理的配慮	5	3	1	9
	その他	30	7	13	50
		227	50	51	328
対応 回数		7	5	0	12
	不利益取扱い	7	5	0	12
	合理的配慮	30	4	6	40
	その他	190	41	45	276

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	— (息子)
1	障害福祉課	年齢	不明	性別	男	障害種別	— (息子)
内容	車椅子を利用している母（65歳以上）に通所介護（介護保険サービス）を利用させたいが、自宅が集合住宅の2階（エレベーターなし）にあるため送迎できないと事業者に断られた。						
対応	事業者に事実関係を確認した。						
結果	利用者の送迎には職員2人が従事しており、うち1人は送迎車に待機する必要があるため、残る1人で相談者の母を抱えて階段を昇降することとなるが、安全確保が難しく、送迎に従事する職員を増員することも困難なことから利用を断ったとのこと。介護保険担当部署にも確認の上、当該事業者の人員体制では2階までの送迎は困難である旨を相談者に対して繰り返し説明するも、最後まで納得は得られないまま終結。						

イ 商品の販売及び役務の提供

No.	管 轄	相 談 者					
		—	不明	性別	男	障害種別	— (市職員)
2	障害福祉課	—	不明	性別	男	障害種別	— (市職員)
内容	知的障害を理由に、民間事業者主催の婚活パーティーへの参加を断られたとの相談が住民からあったが、どのように対応すれば良いか。						
対応	相談者が希望するならば、事業者に事実関係を確認し、必要に応じて啓発を行うよう助言した。						
結果	市（障害福祉担当部署）が事業者に対して啓発を行った結果、事業者が相談者に謝罪し、今後は善処することで、相談者も了承したとのこと。						

ウ 労働及び雇用

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
3	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	月1回通院する以外は日常生活に全く支障はないが、心臓機能障害のせいかな、求人に応募しても、書類審査で不採用とされる。						
対応	相談者に対して、履歴書の書き方（障害があってもできること、配慮して欲しいこと等の記載）について助言し、併せて、最寄りの障害者就業・生活支援センターを紹介したところ、同センターに利用登録した。						

(2) 合理的配慮の事例

ア ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	80代	性別	男	障害種別	肢体不自由
4	障害福祉課	年齢	80代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、バスツアーに応募したところ、「介助者を同行させて欲しい。介助者も同額の料金負担となる。」と言われた。事業者の合理的配慮として、介助者を手配して欲しい。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	事業者は、車椅子利用者には一律に介助者の同行を依頼しているとのことであったため、介助者同行をツアー参加の条件とするには、障害の状況や、ツアー中に必要とする介助、補助その他の支援措置などを総合的・客観的に判断する必要がある旨を説明し、了承を得た。介助者の手配については、事業者として負担が大きいとの回答であり、相談者も了承した。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	40代	性別	女	障害種別	肢体不自由
5	障害福祉課	年齢	40代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動カートの利用者だが、大型の商業施設への電動カートでの入店を断られた。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	他の同様の施設では入店を認めている旨を事業者に伝えたところ、今後は、電動カートでの入店を認めることとなった。						

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
6	障害福祉課	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、路面電車にいつもの停留場から乗車したところ、乗務員から、今後は他の停留場で乗車するように言われた。理由を知りたい。						
対応	事業者に事実関係を確認した。						
結果	前月、他の停留場で、電車と車椅子利用者の接触事故が発生したことを受け、「車いす利用対応電停」（有効幅員が90cm以上。全37停留場のうち26停留場。）以外の停留場については、有効幅員に応じて、「車椅子の種類によっては利用できる」停留場と、「車椅子の利用はできない」停留場に分け、HPでの公開、停留場への掲示、乗務員からの注意喚起等を行っているとのこと（介護者がいる場合を除く。また、乗車・降車拒否はしていない。）。相談者に対して、前記の理由と、相談者の利用する停留場が「車椅子の種類によっては利用できる」停留場（幅員75cm）である旨を伝え、相談者も了承した。						

イ 意思疎通の配慮

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	75	性別	男	障害種別	聴覚障害
内容	聴覚障害者だが、金融機関の窓口で職員の声がよく聞こえず、用件を果たせないことがあった。金融機関の窓口では、聴覚障害者に対して筆談で対応して欲しい。						
対応	相談者は、筆談で対応して欲しい旨の要望を金融機関側に伝えていなかったため、合理的配慮を必要とする場合は、相手方に意思の表明を行うよう助言した。						

ウ 物理的環境への配慮

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、来店した際、店舗入口付近に物が置いてあり、車椅子での通行が困難な状態だった。事業者に対して啓発して欲しい。						
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。						
結果	店舗の入口等、車椅子の通行に配慮がなされた。						

エ その他

No.	管 轄	相 談 者					
		年齢	不明	性別	男	障害種別	－（使用者）
内容	精神障害者を5年前に雇用し、順調に勤務していたが、この半年間くらいでミスが目立つようになり、配置換え等もしてみたが改善されず困っている。朝からアルコール臭いときもあり、対人業務を任せられない。どのように指導していけば良いか、アドバイスして欲しい。						
対応	相談者に対して、障害者に対する就業面及び生活面の支援を総合的に行う障害者就業・生活支援センターについて説明し、同センターの利用を勧めた。						

IV 障害者差別解消法の施行に伴う対応状況等について

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

(1) 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

(2) 施行

平成28年4月1日

(3) 主な内容

ア 差別を解消するための措置

国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止

区 分	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁 止	法的義務
民間事業者	禁 止	努力義務

■ 具体的対応

・政 府

差別の解消の推進に関する基本方針を策定

・国・地方公共団体等

当該機関における取組に関する職員対応要領を策定

・民間事業者

主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

イ 差別を解消するための支援措置

■ 相談・紛争解決

既存の相談・紛争解決の制度の活用，充実

■ 地域における連携

障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

■ 啓発活動

普及・啓発活動の実施

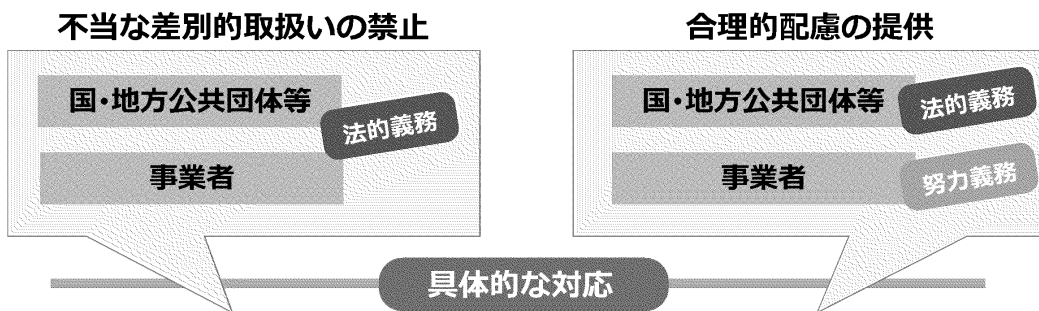
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法(平成25年法律第65号))の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

<p>第1項 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項 国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置



- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

●主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決	●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
地域における連携	●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	●普及・啓発活動の実施
情報収集等	●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

2 本県の対応状況等

(1) 職員対応要領の策定

基本方針に即して、障害を理由とする差別の解消に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めた職員対応要領（知事部局）を、平成28年3月に策定（4月1日施行）。

■ 職員対応要領研修会開催状況

会 場	月 日	回 数
南薩地域振興局	平成28年9月5日	2回
	9月6日	2回
北薩地域振興局	平成28年7月1日	2回
始良・伊佐地域振興局	平成28年9月7日	2回
	9月8日	1回
大隅地域振興局	平成28年8月24日	2回
	8月25日	2回
熊毛支庁	平成28年6月21日	2回
大島支庁	平成28年7月15日	2回
本 庁	平成28年10月13日	2回
	平成29年1月19日（予定）	2回
	2月9日（予定）	2回
計		23回

(2) 相談・紛争解決、啓発活動

（P 8 参照）

(3) 地域における連携

条例に基づく「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」が、障害者差別解消法に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねている。

(4) 市町村との連携

■ 担当者意見交換会等の開催

参集範囲	開 催 日	参 加 市 町 村
鹿児島地域振興局管内	平成28年8月29日	鹿児島市・日置市・いちき串木野市・三島村・十島村
南薩地域振興局管内	平成28年9月5日	枕崎市・指宿市・南さつま市 南九州市
北薩地域振興局管内	平成28年7月1日	阿久根市・出水市・薩摩川内市 長島町
始良・伊佐地域振興局管内	平成28年9月2日	霧島市・伊佐市・始良市 湧水町
大隅地域振興局管内	平成28年8月24日	鹿屋市・垂水市・曾於市 志布志市・大崎町・東串良町 錦江町・南大隅町・肝付町
熊毛支庁管内	平成28年6月21日	西之表市・南種子町
大島支庁管内	平成28年7月15日	奄美市・大和村・宇検村 龍郷町・徳之島町

3 市町村の対応状況等【内閣府調査結果】

(1) 職員対応要領の策定

■ 策定状況（平成28年10月1日時点）

策定済み	14市町	鹿児島市・鹿屋市・薩摩川内市・霧島市・志布志市・奄美市 始良市・さつま町・肝付町・中種子町・南種子町・屋久島町 喜界町・知名町
	21市町村	枕崎市・阿久根市・出水市・西之表市・垂水市・日置市・曾於市 いちき串木野市・南さつま市・南九州市・伊佐市・三島村 長島町・湧水町・大崎町・錦江町・大和村・宇検村・瀬戸内町 龍郷町・与論町
時期未定	3町村	十島村・東串良町・伊仙町
策定未定	5市町	指宿市・南大隅町・徳之島町・天城町・和泊町

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

■ 設置状況（平成28年10月1日時点）

設置済み	10市町	単独設置	日置市
		共同設置	肝属地区（鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町） 南大隅町・肝付町 種子島地区（西之表市，中種子町，南種子町）
事実上設置	2市	枕崎市，いちき串木野市 ※ 法に基づく協議会は設置していないが，相当する事務を行う協議会が別に設置されている。	
H28設置	1市	南さつま市	
時期未定	16市町村	単独設置	薩摩川内市・南九州市・始良市・十島村・伊仙町
		共同設置	出水地区（阿久根市・出水市・長島町） 曾於地区（曾於市・志布志市・大崎町） 奄美地区（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）
設置未定	14市町村	鹿児島市・指宿市・霧島市・伊佐市・三島村・さつま町 湧水町・屋久島町・喜界町・徳之島町・天城町・和泊町 知名町・与論町	

5 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

1 概要

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものを表彰する。

※ 鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰対象に、本年度から追加。

2 表彰の基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの。

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

3 平成28年度表彰者について

氏名	NPO法人 自立生活センターてくてく 事務局長 岩崎 義治 氏
表彰理由	「『障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）』検討委員会」委員として条例制定に尽力され、また、条例の普及・啓発を図るための街頭キャンペーンの実施などに積極的に取り組まれており、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。
功績概要	<ul style="list-style-type: none">・平成24年8月、福祉関係等の36団体から成る「鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会」会長に就任・平成25年9月、「『障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）』検討委員会」委員に就任・平成27年1月、条例の普及・啓発に取り組むために結成された「かごしま障害フォーラム」代表に就任・条例啓発の街頭キャンペーンの実施（平成26年7月・10月、平成27年8月、平成28年4月）・内閣府主催の「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」（平成27年1月、平成28年2月）におけるパネルディスカッションへのパネリストとしての参加 など